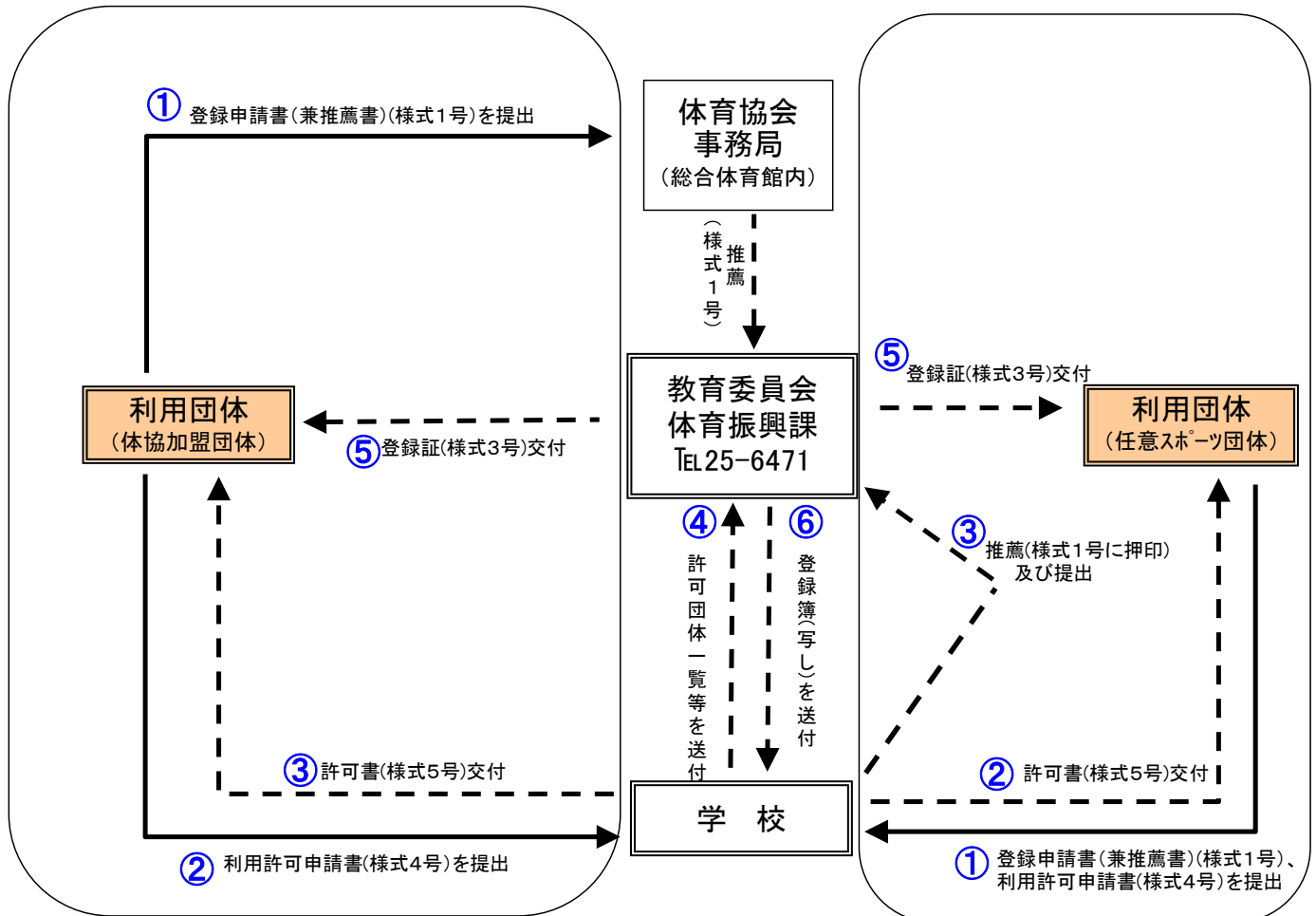


申請手続きの流れ

※実線: 利用団体が
行うこと
→

1. 体協加盟利用団体

2. 任意スポーツ利用団体



※様式

様式第1号…「開放指定校利用団体登録申請書(兼推薦書)」(利用団体→体育協会及び学校長あて)

様式第2号…「開放指定校利用団体登録簿」(教育委員会が作成→学校へ。)

様式第3号…「開放指定校利用団体登録証」(教育委員会→利用団体へ交付する。)

様式第4号…「開放指定校利用許可申請書」(利用団体→学校長あて)

様式第5号…「開放指定校利用許可書」(学校長→利用団体へ交付する。)

1. 体育協会加盟団体の場合

- ① 利用団体が体育協会（総合体育館内）へ「登録申請書（兼推薦書）【様式第1号】」を提出する。
（…体育協会が教育委員会へ推薦し、登録申請書を送付。）
- ② 利用団体が学校へ「利用許可申請書【様式第4号】」を提出する。
- ③ 学校が利用団体へ「利用許可書【様式第5号】」を交付する。
- ④ 学校が教育委員会へ利用許可書の写しを送付する。（FAX可。ある程度取りまとめてからでも良い。）
（…教育委員会が「利用団体登録簿【様式第2号】」へ登録。）
- ⑤ 教育委員会から利用団体へ「登録証【様式第3号】」を交付する。
- ⑥ 教育委員会が学校へ「利用団体登録簿【様式第2号】」の写しを送付する。

2. 任意団体の場合

- ① 利用団体が学校へ「登録申請書（兼推薦書）【様式第1号】」及び「利用許可申請書【様式第4号】」を提出する。
- ② 学校が「利用許可書【様式第5号】」を利用団体へ交付する。
- ③ 学校が「登録申請書（兼推薦書）【様式第1号】」の推薦欄に押印し、教育委員会へ送付する。
- ④ 学校が教育委員会へ利用許可書の写しを送付する。（FAX可。ある程度取りまとめてからでも良い。）
（…教育委員会が「利用団体登録簿【様式第2号】」へ登録。）
- ⑤ 教育委員会から利用団体へ「登録証【様式第3号】」を交付する。
- ⑥ 教育委員会が学校へ「利用団体登録簿【様式第2号】」の写しを送付する。

※ 体育協会、学校、教育委員会において内容を審査した結果、適当と認められない場合は、学校体育施設開放は利用できません。